- ◎公立病院改革プランの基幹項目への対応
- 1. 下記の項目で大きな変更が予定される場合は、事前に当該検討委員会で協議
 - ①公立病院として今後果たすべき役割
 - ②一般会計における経費負担の考え方
 - ③再編・ネットワーク化
 - ④経営形態の見直し
 - · 地方公営企業法全部適用
 - 地方独立行政法人
 - 指定管理者

2. 経営の効率化

- ①H25.3.31 までに院内で改善計画及び 3 ヵ年 (H25-H27) の収支計画を策定 し、ホームページにて公表
 - ・今後取り組む方向性 地域の医療機関との相互連携・機能分担を一層推進し、特に「紹介率」・ 「逆紹介率」をアップすることにより桐生保健医療圏で初めての「地域 医療支援病院」を目指す。
 - ・休床病床 35 床 (5 階東病棟) の運用 医師・看護師の確保状況を踏まえ、別途検討する。
- ②新たな計画における目標…少なくとも、平成 27 年度において経常利益の計上 なお、計画との大幅な乖離が生じた場合は、必要に応じて、期間中においても 計画を改定
 - ※特に収支に影響を及ぼすことが見込まれるもの
 - ・常勤医師・看護師の確保
 - ・H26.4-: 地方公営企業会計制度の見直しに伴い、損益計算書・貸借対照 表が大幅に変動
 - ・H26.4-:診療報酬及び薬価改定
 - ・H26.4-:消費税 5%→8% H27.10-:消費税 8%→10%